

政策保有株式削減に向けた取り組み

政策保有株式に関する取締役会における監督機能の発揮

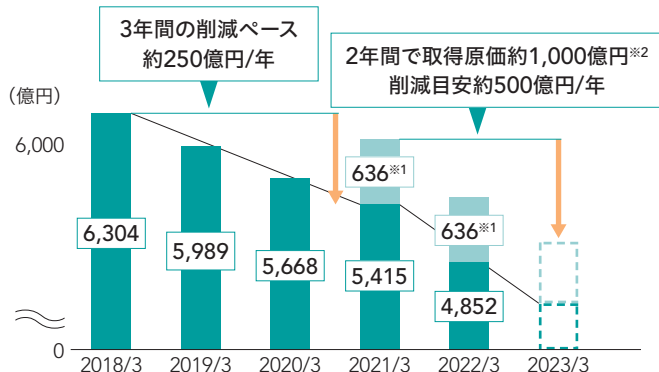
当グループは、本邦最大級の資産運用・資産管理サービスを提供する信託銀行グループとしての社会的責任を踏まえた保有の在り方、当グループが政策保有株式を有するお客さまへのご要望への対応とともに、資本効率性の改善や「企業価値の向上による果実を家計にもたらす資金・資産・資本の好循環の構築」に向けて、取締役会で審議を進めた結果、「従来型の安定株主としての政策保有株式」は原則全て保有しない方針を定め、2021年6月に当該方針を当グループの「コーポレートガバナンス基本方針」に明記しました。

取締役会では引き続き、同基本方針に基づき、当グループの政策保有株式削減の進捗状況、お客さまとの対話を通じた持続的な企業価値向上と課題解決に向けたソリューションの提供状況などをしっかりと監督していくべく、執行部門から、その削減状況について定期的に報告を受けた上で審議を行い、ステークホルダーの目線も踏まえながらモニタリングを強化していきます。

政策保有株式の削減状況

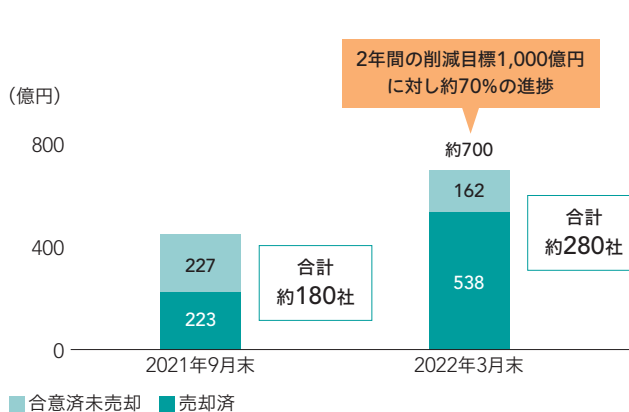
2021年度は取得原価で538億円、売却合意済の金額を含めると約700億円の削減まで進展しました。2年間の削減目標1,000億円に対して、約70%の進捗です。

政策保有株式残高(国内上場株式の取得原価)



※1 ヘッジポジションの持ち値改善実施に伴う政策保有株式買戻しで取得原価636億円増加
※2 2020年度における取得原価増加銘柄については、増加前の取得原価をベースとする

売却および売却合意額(国内上場株式の取得原価)



政策保有株式(国内上場)の議決権行使基準の制定

政策保有株式を継続して保有し続ける期間においても、従来型の政策保有を続けるのではなく、お客さまである発行体企業とエンゲージメントを行い、責任ある投資家として行動していきます。なお、2021年11月に制定した政策保有株式(国内上場)の議決権行使基準は2022年6月株主総会より適用しています。

政策保有株式に係る議決権行使方針

当社及び当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社は、政策保有株式の発行会社(以下、「発行会社」といいます)の中長期的な企業価値の向上を目指し、当グループの株主や預金者等さまざまなステークホルダーの中長期的な価値向上も考慮して、保有する株式の議決権行使を行います。

発行会社との十分な対話を通じて、それぞれの発行会社が置かれている事業環境等の状況を考慮し、経営の独自性及び方向性も尊重しつつ、議決権を行使します。

議決権行使にあたっては、別途定める議決権行使基準に基づき、以下の観点にも留意して議案毎に賛否を判断します。

- ① 外形的・形式的基準のみならず、発行会社、及び発行会社が置かれている業界・経営環境等の固有性に留意して判断します。
- ② 当該年度のみならず、より中長期的な時間軸、未来志向で判断します。
- ③ 財務的な数値に加え、非財務要素(コーポレートガバナンス及び社会的価値の創出状況等)も考慮して判断します。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。